

黒部市告示第52号

字の区域の変更及び廃止について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本市の字の区域を次のとおり変更及び廃止するものとし、同条第2項の規定により告示する。

上記の処分は、土地改良法（昭和24年法律第195号）の規定による黒部2次地区の換地処分の告示のあった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成26年9月22日

黒部市長 堀内 康 男



1 字の区域の変更に関するもの

市町村名	従前の大字の区域を変更し、大字「堀切新」字「丸田坪」に編入する区域		
	大字名	字名	地番
黒部市	堀切		1558の1、1613の1の一部、1614の一部、 1615の一部、1616の一部、1617の一部、 1618の一部、1619の一部、1654の3

上記の区域内にある市有地の全部を含む。

市町村名	従前の大字、字の区域を変更し、大字「堀切」に編入する区域		
	大字名	字名	地番
黒部市	堀切新	法心坪	399の1の一部、401の2、401の8、404の1、 406の1
		丸田坪	501の5の一部、527の1の一部、527の5の一部、 528、529、530の1、530の2、531、532、 533の1、534、535の1、536、537の1、538、 539の1、540の1

上記の区域内にある市有地の全部を含む。

市町村名	従前の大字、字の区域を変更し、大字「天神新」に編入する区域		
	大字名	字名	地番
黒部市	堀切		1782の1、1783の1、1786の一部、1787の一部、 1788の一部、1789の一部、1790の一部、 1791の一部、1792の一部
	堀切新	大畠割	2427の2、2428の2、2429の2

上記の区域内にある市有地の全部を含む。

市町村名	従前の大字、字の区域を変更し、大字「三日市」字「梅ノ木」に編入する区域		
	大字名	字名	地番
黒部市	堀切		1752、1759の1、1760の1、1760の2、1761、 1762、1763、1764、1765の1
	北新	浄光寺	194の1、195、196、197、198、199の1

上記の区域内にある市有地の全部を含む。

市町村名	従前の大字、字の区域を変更し、大字「堀切」に編入する区域		
	大字名	字名	地番
黒部市	天神新	円内	19の2、20の4の一部、20の6の一部、20の7、 21の一部、22の2、35の2、36の2、37の2、 38の2
	堀切新	丸田坪	409の一部、410の一部、411の一部、 413の1の一部、413の2、414の1、415、416、 417、418、419、420
		法心坪	349の1、349の5、350の1、350の2、350の3、 351の1、351の2、351の3、352の1の一部、 352の3の一部、408の1の一部、408の3、

		414の2
経立野	丸田坪	164、165、166、167、168、169、170、171、172

上記の区域内にある市有地の全部を含む。

2 字の区域の廃止に関するもの

市町村名	大字名	従前の字の区域を廃止する区域	
		字名	地番
黒部市	天神新	細田	65の2、66の2、67の2
		円内	20の4の一部、20の6の一部、21の一部、 24の2の一部、79の2、80の2、81の2、 88の2、89の2、90の2
		丸山	41の2、55の2、56の2、57の2、64の2、 65の2、66の2、67の2、68の2、86の2、 87の2
	堀切	丸田坪	433の2、436の2、439の2
		長川	1524、1525
	堀切新	丸田坪	407の3

上記の区域内にある市有地の全部を含む。

